

慣行の取扱い

協議項目17「慣行の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出


三原市・本郷町・久井町合併協議会  
会長 五藤康之

慣行の取扱い

- 1.市章，市民憲章，市の花・木，市歌については，合併後，新市において新たに定める。
- 2.宣言及び表彰については，合併後，新市において新たに定める。ただし，名誉市・町民は新市に引き継ぐ。
- 3.町のキャラクターや標語については合併後も，その地区のキャラクターや標語として伝承する。
- 4.市のイメージカラーについては，合併後，新市において新たに定める。

平成 年 月 日確認

三原市・本郷町・久井町合併協議会 項目別調整方針

協議項目	17.慣行の取扱い							
事務・事業・制度名			担当部会名等	総務企画部会，議会農委監査部会				
基本調整方針	(1)市章，市民憲章，市の花・木，市歌については，合併後，新市において新たに定める。 (2)宣言及び表彰については，合併後，新市において新たに定める。ただし，名誉市町民は新市に引き継ぐ。 (3)町のキャラクターや標語については合併後も，その地区のキャラクターや標語として伝承する。 (4)新市のイメージカラーについては，合併後，新たに定める。		調整方針確認日	平成 年 月 日				
具体項目	三原市	本郷町	久井町	調整の具体的内容				
市町別内容	<p>市章</p>  <p>片仮名の「ミハラ」を図案化し，工業都市の動感を盛り込み，市民の和と協調を表現し，拡大発展する都市として印象づけている。</p> <p>(昭和12年3月9日制定)</p>	<p>町章</p>  <p>中央は沼田川の清流，その両側にそびえる古高山，新高山で本郷を表し，旧町村本郷，船木，北方，南方を円で囲み，町民の円満，団結，飛躍を表徴したものです。</p> <p>(昭和51年2月2日制定)</p>	<p>町章</p>  <p>町のかしら文字「久」を図案化したもので，3つの花弁とも，または翼ともみられません。久井町は久井村，羽和泉村，坂井原村の3ヶ村が合併して出来たもので，これを意図してあります。</p> <p>(昭和49年11月3日制定)</p>		<p>市章，市民憲章，市の花・木，市歌については，合併後，新市において新たに定める。</p>			
	憲章 制定	憲章 制定	憲章 制定					
	<p>市の花 サツキ，梅</p> <p>市の木 クスノキ (昭和50年3月5日制定)</p> <p>市の歌 新三原市歌 (昭和56年11月1日制定)</p>	<p>町の花 サツキ</p> <p>町の木 カイズカイブキ (昭和50年制定)</p> <p>町の歌 本郷町町歌 (昭和51年11月制定)</p>	<p>町の花 キンモクセイ (昭和49年11月3日制定)</p> <p>町の木 キンモクセイ (平成元年11月1日制定)</p> <p>町の歌 なし</p>					
	<p>宣言</p> <p>世界連邦平和都市宣言(昭和33年)</p> <p>安全都市宣言(昭和36年)</p> <p>暴力追放都市宣言(昭和51年)</p> <p>非核・平和都市宣言(昭和60年)</p> <p>人権尊重都市宣言(平成元年)</p> <p>ゆとり宣言(平成2年)</p>	<p>宣言</p> <p>世界連邦平和宣言(昭和33年)</p> <p>非核平和の町宣言(昭和61年)</p> <p>暴力追放都市宣言(昭和62年)</p> <p>人権擁護町宣言(平成6年)</p> <p>交通死亡事故撲滅宣言(平成12年)</p> <p>モラルの町・本郷町宣言(平成14年)</p>	<p>宣言</p> <p>非核宣言(昭和61年)</p> <p>暴力追放宣言(昭和62年)</p> <p>環境宣言(平成4年)</p> <p>部落解放・人権擁護の町宣言(平成5年)</p> <p>宣言(平成6年)</p> <p>交通死亡事故撲滅宣言(平成12年)</p>			<p>宣言及び表彰については，合併後，新市において新たに定める。ただし，名誉市・町民は新市に引き継ぐ。</p>		
	<p>表彰</p> <p>三原市名誉市民(2人)</p>	<p>表彰</p> <p>本郷町名誉町民(2人)</p>	<p>表彰</p> <p>久井町名誉町民(0人)</p>					
			<p>町のキャラクター ホタル (平成元年11月1日制定)</p>				<p>町のキャラクターや標語については合併後も，その地区のキャラクターや標語として伝承する。</p>	
			<p>町の標語 さわやかな高原の町，久井町 (昭和49年11月3日制定)</p>					
		<p>町のイメージカラー ブルーグリーン (平成5年6月制定)</p>						<p>市のイメージカラーについては，合併後，新市において新たに定める</p>

憲章，名誉市・町民条例，表彰規程，市・町歌等一覧表（１）

三 原 市	本 郷 町	久 井 町	
<p>市民憲章（昭和41年11月17日制定，昭和63年12月14日一部改正） わたくしたちは，自然にめぐまれた三原市を愛し，人間の尊厳を尊重し，世界の平和を願い，より明るい，ゆたかな文化のまちをつくるため，力をあわせてこの憲章を守ろう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健康な市民になろう</li> <li>親切的な市民になろう</li> <li>きまり正しい市民になろう</li> <li>人権を大切にす市民になろう</li> <li>活気のある美しいまちをつくろう</li> </ol>	<p>町民憲章（昭和46年12月17日制定） わたくしたちは，恵まれた自然と，誇りある文化をもつ本郷町民である。お互いのしあわせと郷土の発展のため力を合わせてこの憲章を守ろう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水と緑を大切にし 住みよい町をつくろう</li> <li>明るい家庭をつくり 健康な町民になろう</li> <li>仕事に責任をもち よく働く町民になろう</li> <li>お互いに助けあい 心のあたたかい町民になろう</li> <li>文化を尊び きまり正しい町民になろう</li> </ol>	<p>町民憲章（平成元年11月1日制定） わたくしたちは，古い文化と美しい自然にめぐまれた高原の町久井を心より愛し，みんなが住みよいさわやかな町にするため，心と健康の向上に努め，なごやかであたたかみのある生活が送れるよう，この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自然を守り，郷土の文化を大切にす町にしましょう</li> <li>人権を重んじ，生命を尊ぶ平和な町にしましょう</li> <li>社会のきまりを守り，健康で豊かな福祉の町にしましょう</li> <li>お互いに助け合い，思いやりのある町にしましょう</li> <li>働くことに喜びを見出し，産業の発展する町にしましょう</li> </ol>	
<p>三原市名誉市民条例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>贈る条件 本市市民又は本市にゆかりの深い者で，公共の福祉を増進し，又は社会・文化の進展に貢献し，その功績が卓絶で郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている者</li> <li>選定 市長が市議会の同意を得て選定する</li> <li>待遇 本市が挙行する式典への参列その他市長が必要と認める待遇</li> </ol>	<p>本郷町名誉町民条例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>贈る条件 本郷町に居住する者，若しくは居住していた者，又は縁故の深い者で公共の福祉を増進し，教育，学術，産業，その他広く社会文化の振興，又は地方自治の進展に寄与し，その功績が卓絶で郷土の誇りとして町民から深く尊敬を受ける者</li> <li>選定 町長が町議会の同意を得て選定する</li> <li>待遇及び特典 (1) 町の公の式典への参列 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔意 (3) その他町長が必要と認める特典</li> </ol>	なし	
<p>三原市表彰条例 （目的） 多年市の行政に従事し若しくは参画してその功績が顕著な者，市の公益発展に寄与し市民の福祉増進を図りその功績の顕著な者及び市民の模範と認められる者の表彰並びに待遇に関し，必要な事項を定め，もって，市の行政の振興を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>勤続の表彰 （常勤特別職員の表彰） (1) 市長として4年以上在職した者 (2) 市長として8年以上在職した者 (3) 助役又は収入役として6年以上在職した者 (4) 助役又は収入役として10年以上在職した者 （議会の議員の表彰） (1) 議員として4年以上在職した者 (2) 議員として6年以上在職した者 (3) 議員として10年以上在職した者 （行政委員の表彰） (1) 行政委員として6年以上在職した者 (2) 行政委員として8年以上在職した者 (3) 行政委員として12年以上在職した者 （非常勤特別職員の表彰） (1) 非常勤職員として15年以上在職した者 (2) 非常勤職員として20年以上在職した者</li> <li>特別事績の表彰 （公益功労者の表彰） (1) 教育，産業，社会福祉，環境衛生，消防，納税等に尽力し，公衆の利益を興し，その成績が著明なもの又は市の公務を助けその業績効果の顕著な者 (2) 文化，体育等の振興に寄与し，その事績が著明な者 (3) 公益のため多額の金品を市に寄附した者 （模範者の表彰） (1) 自己の危険を顧みず人命を救助し，又は事故若しくは災害を防止した者 (2) 徳行が卓絶し他の模範となる者 (3) 業務に精励し，勤労の実を挙げ衆人の模範となる者</li> </ol>	<p>本郷町表彰条例 （目的） 町の政治，経済，文化，社会，その他各般にわたって町政振興に寄与し，又は衆人の模範と認められる行為があつた者を表彰し，もって町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（普通功労表彰） (1) 町長の職にあつて4年以上在職した者 (2) 町議会議員の職にあつて7年以上在職した者 (3) 助役及び収入役の職にあつて7年以上在職した者 (4) 任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあつて11年以上在職した者 (5) 町の議員その他これに準ずる者であつて15年以上在職し，誠実勤勉に精励した者 （特別功労表彰） (1) 町長の職にあつて8年以上在職した者 (2) 議会議員の職にあつて11年以上在職した者 (3) 助役及び収入役の職にあつて11年以上在職した者 (4) 任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあつて15年以上在職した者 （永年勤続功労表彰） (1) 町長の職にあつて16年以上在職した者 (2) 議会議員の職にあつて19年以上在職した者 (3) 助役及び収入役の職にあつて19年以上在職した者 (4) 任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあつて19年以上在職した者 (5) 町の職員その他これに準ずる者であつて25年以上在職し，誠実勤勉に精励した者 （善行表彰） (1) この町の公益事業に尽力し，又は公務を助力し，その成績顕著な者 (2) 町の公益のため30万円以上の金品を寄附した者 (3) 一般町民の模範となるような善行をした者</li> </ol>	<p>久井町表彰条例 （目的） 町の政治，経済，文化，社会その他各般にわたって町政振興に寄与し，又は衆人の模範と認められる行為があつた者を表彰し，もって町の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（功労表彰） (1) 町長の職にあつて12年以上在職した者 (2) 町議会議員の職にあつて12年以上在職した者 (3) 任命について議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役及び収入役の職にあつて12年以上在職した者 (4) 町の職員その他これに準ずる者であつて20年以上在職し，誠実勤勉に職務に精励した者 （善行表彰） (1) この町の公益事業に尽力し，又は公務に助力し，その成績顕著な者 (2) 町の公益のため100万円以上の金品を寄附した者 (3) 一般町民の模範となるような善行をした者</li> </ol>	

憲章，名誉市・町民条例，表彰規程，市・町歌等一覧表(2)

三 原 市	本 郷 町	久 井 町	
<p>新三原市歌</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>筆影山の松の緑は海面に映り 沼田川の清い流れは永遠につづく 歴史語る街 花ひらく文化の香り ああ三原わが三原</li> <li>城跡の赤いさつきはことしも咲いて 生産の音さわやかに空にひびく 希望燃える街 聞こえる郷土の栄え ああ三原わが三原</li> <li>瀬戸内の輝く潮は岸边に寄せて 人々の憩いを求めこの地に集う 平和満ちる街 未来ある備後の光 ああ三原わが三原</li> </ol>	<p>本郷町町歌</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水清く 日に新たなる 沼田川の流のごとく 誇りある ふるき文化を わが友よ 力をあわせ 受け継ぎて はぐくみゆかん ああ本郷われらの町よ</li> <li>風薫る 緑のしげみ 城山のそびゆるごとく ゆるぎなき 堅きいしずえ わが友よ 足並みそろえ 生産の基築かん ああ本郷 伸びゆく町よ</li> <li>青空に 世界あまねく 太陽の照らすごとく 真実の 平和を求め わが友よ 心寄せあい 光ある 明日を迎えん ああ本郷 わがふるさとよ</li> </ol>		
<p>世界連邦平和都市宣言（昭和33年 8月 6日） わが三原市は，世界の永久平和実現のため，世界連邦建設の趣旨に賛同し，世界の人々と相携えて，人類福祉の発展に努力する平和都市であることを宣言する。</p>	<p>世界連邦平和宣言（昭和33年 3月28日） 本郷町は世界の恒久平和を望むが故に世界連邦建設の趣旨に賛同し，平和を愛するすべての都市と共に全世界の人々と相携えて，人類の福祉増進に努力することを宣言する。</p>		
<p>安全都市宣言（昭和36年 2月 4日） わが国における産業経済の成長と生活文化の向上は，近年著しいものがあり，わが三原市も近代的生産都市としてこの発展の一翼をにない，市勢も各方面にわたり漸次拡大されてきたが，一面これに伴い，産業災害，学校及び家庭における災害，交通事故，火災等の続発による惨害はまことに心痛にたえないところである。 もとより，かかる災害を防止するための措置は，それぞれの分野において積極的に実施されているが，われわれは，むしろ進んで市民の生命尊重と産業文化進展の理念のもとに各種の災害をより効果的に防止するため，三原市各階層打って一丸とする全市民運動を強力に推進し，市民の安全意識の高揚をはかることこそ緊要であると確信する。 われわれは，この際「国民安全の日」制定の意義にそい，本市における各安全組織の総合的連携をはかり，市民生活のあらゆる面において安全を確保し，明るく住みよい都市建設を目指して，ここに三原市を「安全都市」とすることを宣言する。</p>			
<p>暴力追放都市宣言（昭和51年 3月15日） 恒久平和を念願し，生命・自由及び幸福を追求することは，我が国の憲法で保障された国民の基本的権利である。およそ暴力は，その原因や理由のいかんを問わず平和と民主主義を破壊する最大の敵である。したがって，この善良な市民の願いを根底から破壊する暴力行為を排除しない限り，市民の基本的人権の行使や平和な日常生活の安定は到底きしがたいところである。 すべての暴力を否定する我が三原市議会は，去る昭和四十六年三月，暴力について断固たる決意を表明した。しかるに近時，新幹線の開通以来陸海交通網が拡充整備されるに従い，広域組織暴力団員が市内に流入し，その台頭が漸次顕在化しつつあることは，まことに遺憾であり憂慮にたえず，断じて容認できないところである。 よって，我々は決意を新たに，暴力団の温床となる有害環境の浄化に努め，又，いかなる理由を問わず，暴力団が関係したり，暴力団の資金源となる一切の行為に協力しないよう全市民が一丸となって，警察当局などあらゆる防犯組織と連携を密にし，一致協力して一切の暴力を根絶し，もって真に明るく住みよい都市の実現に期するため，ここに三原市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。</p>	<p>暴力追放都市宣言（昭和62年 3月30日） 美しい自然と輝かしい歴史に培われた我が本郷町は，新広島空港建設という大プロジェクトが決定した現在，生活環境や産業構造が大きく変わろうとしている。 こうした中で私達は町の発展と町民の安全で平穏な生活を確保するため，相互の連携を密にして，明るい社会の建設に寄与するものであるが，昨今全国的に暴力集団による善良な住民を巻き込んだ無差別のテロ，ゲリラ事件が，続発しており，また社会の敵暴力団は警察の厳しい取締りにも拘らず依然として暴力を背景とした反社会的行為を行っており誠に憂慮に耐えない現状にある。よって私達は，今こそ手を携えて本郷町内から暴力集団によるテロ，ゲリラを根絶し，また，社会の敵暴力団の進出を断固阻止するとともに一切の暴力追放の推進に努力する。</p>	<p>暴力追放宣言（昭和62年 3月25日） 久井町議会は，豊かで住みよい生き甲斐のある，また田園都市として魅力溢れる町づくりに努力しているところである。 しかし，久井町を取巻く環境は，大きく変化しつつあり，昨今全国的に極左暴力集団による善良な住民を巻き込んだ無差別のテロ，ゲリラ事件が，続発しており，また社会の敵暴力集団は，警察の厳しい取締りにも拘らず依然として暴力を背景とした反社会的行為を行っており誠に憂慮に耐えない現状にある。 よって久井町議会は，今こそ手を携えて久井町内から極左暴力集団によるテロ，ゲリラを根絶し，また，社会の敵暴力団の進出を断固阻止するとともに一切の暴力追放を推進することを宣言する。</p>	

憲章，名誉市・町民条例，表彰規程，市・町歌等一覧表(3)

三 原 市	本 郷 町	久 井 町	
<p>非核・平和都市宣言（昭和60年7月3日）                      平和で豊かな社会の実現は、全世界の人々の願いである。しかるに、世界の情勢は、核軍備の拡大が続き核戦争の危機をますます深め、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。被爆県の都市として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを思うとき、この地球上で再び広島・長崎の惨禍を繰り返させてはならない。                      よって、我が三原市議会は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、改めて非核三原則が完全に実施されることを願いとともにあらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、恒久平和を希求し、ここに三原市を「非核・平和都市」とすることを宣言する。</p>	<p>非核平和の町宣言（昭和61年1月23日）                      世界の恒久平和は、人類共通の念願であり、その実現こそわれわれに課せられた重大な使命である。                      今日の世界情勢は、軍縮の流れに変わろうとしているとは言え、核兵器の根絶は程遠く、人類の生存に大きな脅威をもたらしていることは憂慮にたえない。                      ここにおいて、全町民の願いである「非核三原則」の完全遵守を強く訴え、全ての国の核兵器の廃絶と軍縮、恒久平和を求めて「非核平和の町」を宣言する。</p>	<p>非核宣言（昭和61年9月24日）                      世界恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところであるが、核兵器軍拡競争は熾烈になっている。                      被爆体験をもつ広島県民として、また町内には被爆の恐ろしさ、爾後の苦しみを身をもって体験した人も数多くあり永久平和を求める声も高まっている。                      しかるに、今日の世界情勢は緊張の度を加えつつあり、世界平和と、人類生存に大きな脅威をもたらしていることは憂慮にたえない。                      よって、久井町議会は、生命の尊厳を深く認識し、非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、核兵器廃絶をめざして全力をつくすことを、ここに宣言する。</p>	
<p>人権尊重都市宣言（平成元年3月28日）                      人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。                      私たちは、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設をめざしてきた。また、さきに「人間の尊厳を尊重する」三原市民憲章を制定し、人権意識の高揚を図り、平和で明るいゆたかな文化のまちづくりをめざしてきたところである。                      しかしながら、社会経済情勢の多様化などは、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、思想・信条・性別・社会的身分等における平等が軽視されがちであるばかりか、多くの人権侵害の事象があつとを絶たないのもまた事実である。                      よって、三原市議会は日本国憲法の基本的人権尊重の原則に基づき、すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会が実現することを願って、ここに三原市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。</p>	<p>人権擁護町宣言（平成6年3月23日）                      日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内外において強い社会的要請にまで高まっている。                      しかるに、わが国においては、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象は容易に跡を絶つことがなく、平和で明るい地域社会の存立を脅かしている。                      よって町議会は、人権が何よりも尊重される文化国家、福祉国家の構築が急務であることを認識し、すべての町民の人権がひとしく保障されるために必要な教育、啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、ここに本郷町を「人権擁護町」とすることを宣言する。</p>	<p>部落解放・人権擁護の町宣言（平成5年12月15日）                      日本国憲法及び国際人権規約の理念にのっとり、人間の尊厳を否定する重大な社会悪である部落差別を根本的かつすみやかに撤廃することは、国、地方公共団体及び全ての国民の共同の責務である。                      1965年、国の同和对策審議会答申が同和問題解決の基本を明記して以来、久井町に於ても同和行政を実施してきた。その結果、住環境の面において相当の成果を上げてきたところである。しかし、なお今日、部落差別による人権侵害事象は跡を絶たず、国の法制度が整備されていないこともあって、関係住民の日常生活に支障をきたしている実態がある。したがって、引き続き生活環境の改善や、職場の安定・教育の向上等の事業を継続し心理的差別の解消に向けた啓発活動と人権擁護活動の充実強化を図るとともに、部落差別事象根絶のための有効な方策を確立することが急務である。                      時あたかも、本年は世界人権宣言四五周年に当り、われわれは、改めて人間の尊厳を自覚し、二一世紀に差別を残さない固い決意のもとに、人権擁護の理念に立脚した「部落解放基本法」の早期制定を求め、久井町議会はここに、「部落解放・人権擁護の町」を宣言する。</p>	
<p>ゆとり宣言（平成2年12月20日）                      すべての国民が生活にゆとりを持ち、充実した自由な時間と潤いのある生活を送ることができるようになることは、人間性豊かな社会の建設にとって極めて重要であります。                      しかし、我が国の労働時間の現状は欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっています。                      よって、三原市議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、中小企業等に対し、よりきめ細かな配慮をしつつすべての市民が週に2日は仕事の手を休め、ときどき長い休みを楽しみ、日々団らんのある暮らしが送れるよう、労働時間の短縮、生活環境の整備条件整備に努め、ゆとりのある人間性豊かな社会の実現に向けて全力を尽くします。</p>			

憲章，名誉市・町民条例，表彰規程，市・町歌等一覧表(4)

三原市	本郷町	久井町	
		<p>環境宣言（平成4年9月24日）</p> <p>さわやかな大気，清らかな水，豊かな緑など，自然は生きとし生きるものの母胎であり，人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず，地球に住むものに調和をもたらすものである。</p> <p>しかし，大気汚染，水の汚濁，緑の枯渇などの自然環境の破壊は，今や地域から地球規模までに拡大し，人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。</p> <p>我々は，自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て，人間の英知の証として，自然との共生のもとに，調和のとれた人間環境をつくりあげていく。</p> <p>健全な自然環境が，人間の営みと不可分なものであることを深く認識し，これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し，次世代をはじめ後世に禍根を残さないリサイクル社会の形成をめざす。</p> <p>我々は，地球の一市民として，住民，企業，自治体が一体となり，地球環境の保全と，環境にやさしい町づくり，地域づくりに取り組むことをここに宣言する。</p>	
		<p>宣言（平成6年2月17日）</p> <p>激動する国際情勢の中にあつて，我が国は，急激な人口高齢化，情報化，国際化などが進展して，地方行政は急激に変貌しつつある。</p> <p>このような中で，地方公共団体は，住民一人一人が豊かさゆとりを実感できる地域社会を実現するため，質の高い社会資本の整備，地域環境の保全，地域福祉の充実等の施策を積極的，総合的に推進することが強く期待されている。</p> <p>一方，現下の地方財政は，依然として景気の低迷が続き大幅な税収不足が見込まれる中で，極めて厳しい状況にあり，とりわけ自主財源乏しい町村においては，新たな行政需要への対応は深刻である。</p> <p>よつて，政府・国会においては，先般の所得税減税，住宅投資の促進，土地の流動化策等を盛り込んだ景気対策が発表されたところであるが，引き続き強力な景気対策の促進を図るとともに，国・地方との役割分担を抜本的に見直し，地方分権の積極的推進，地方財源の充実に努め，魅力ある地域づくりのための諸施策を積極的に展開すべきである。</p> <p>われわれ町村議会人もまた，地域住民の代表として，その責務と役割の重大さを深く自覚し，地方自治の健全な発展のため，されに精進することをここに誓う。</p>	
	<p>交通死亡事故撲滅宣言（平成12年9月26日）</p> <p>悲惨な交通死亡事故をなくし，安全で安心な地域社会を実現することは，町民すべての切実な願いである。</p> <p>そのため交通安全対策については，本郷町交通死亡事故多発警報発令制度を設け，過去4回，実施要領発令基準に照らし合わせ，発生後，直ちに発令するなど積極的な施策を実施しているところである。</p> <p>しかしながら，本郷町における交通死亡事故は依然として多発傾向にあり，最近では6月29日，国道2号で軽自動車に乗っていた一組の男女が大型貨物車と衝突する被害に遭われるなど，本年すでに4人の方の尊い命が一瞬にして失われている。</p> <p>この事故も本郷町交通事故多発警報を発令し，数えて5回目となる。</p> <p>このような現状を鑑み，町民の不安を取り除き，平和な家庭と暮らしを守るため，本郷町議会は町民の理解と協力のもと，関係機関と一体となり，交通死亡事故防止のため各種対策を推進することを決議し，ここに交通死亡事故の撲滅を宣言する。</p>	<p>交通死亡事故撲滅宣言（平成12年9月25日）</p> <p>悲惨な交通死亡事故をなくし，安全で安心な地域社会を実現することは，町民すべての切実な願である。</p> <p>そのため交通安全対策については，久井町交通死亡事故多発警報発令制度を設け，1月2日，4月14日と連続発生した際には，直ちに発令するなど積極的な施策を実施しているところである。</p> <p>しかしながら，久井町における交通死亡事故は依然として多発傾向にあり，最近では道路を横断されていた高齢者の方が被害に遭われるなど，本年すでに2人の方の尊い命が一瞬にして失われている。</p> <p>このような現状を鑑み，町民の不安を取り除き，平和な家庭と暮らしを守るため，久井町議会は町民の理解と協力のもと，関係機関と一体となり，交通死亡事故防止のため各種対策を推進することを決議し，ここに交通死亡事故の撲滅を宣言する。</p>	

憲章，名誉市・町民条例，表彰規程，市・町歌等一覧表(5)

三原市	本郷町	久井町	
	<p>モラルの町・本郷町宣言（平成14年9月20日）            今日、青少年の心身の荒廃は目を覆うものがある。少年非行は、戦後第四のピークを迎えたと指摘され、連日の報道では、これまで考えられなかった青少年による凶悪犯罪の続発を報じている。            一方、家庭での保護者による児童虐待や子どものひきこもり、小学校低学年から始まる学級崩壊や陰湿ないじめ、不登校などの問題も年々深刻さを増し、一向に解決する兆しは見えない。こうした教育の荒廃状況の克服は、もはや一刻の猶予も許されない。            教育の再建は、独り学校現場のみならず、地域住民挙げて教育の再建に努力する以外に道はなく、家庭、学校、地域の相互の緊密な連携を図るためにも、自治体の強いリーダーシップと総合的な教育再構築・青少年育成政策が求められるところである。            よって本会議は、ここに「モラルの町・本郷町宣言」を行ない、道徳教育を中心とした心の教育を一層推進し、教育再建の担い手である町民各位の理解と協力のもとに、国や他の地方公共団体、教育委員会を始め、関係各機関が緊密な連携を図りながら、家庭、学校、地域社会のそれぞれの立場において、モラル向上に努めるとともに、青少年の健全育成と非行防止に向けて、下記のとおり、広く町民運動を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭生活、学校生活、社会生活を通じて、正しい言葉づかいと礼儀を身につけ、家庭の絆を強めるとともに、友人との交流などを通じて、思いやり深い豊かな心を育む。</li> <li>2. 青少年に日本の歴史・文化・伝統を正しく伝え、郷土と日本への愛情と誇りを育む。</li> <li>3. 豊かな自然と触れあいを通し、生命の尊さと自然への畏敬の念を養う。</li> <li>4. 道徳教育を中心とした心の教育を推進し、公德心と社会との関わりの自覚を高める。</li> <li>5. ボランティア活動等の奉仕体験を通じて、社会の一員としての自覚を促し、地域、国家、国際社会に貢献する使命感を培う。</li> <li>6. 大人が率先して生き方を正し、よりよい教育環境を築き、青少年の自律心と向上心を高める。</li> </ol>		
		<p>町のキャラクター「ホタル」（平成元年11月1日制定）            「ホタル」は古くから町内に沢山生息しており、夏の風物詩として町民に親しまれ、そのやさしい光は平和の象徴であり、自然環境の将来を明るく照らす道しるべとなるもので、心のふれあいと希望を与えるものです。</p>	
		<p>町の標語「さわやかな高原の町、久井町」            （昭和49年11月3日制定）            久井町は、標高340m前後の台地で空気清浄にして水清く良質米の産地である。町の総面積62.16km<sup>2</sup>の63.2%をなだらかな緑なす山林が占め年間平均気温12.3度で、秋ともなれば山は美しく紅葉し、田園は黄色に穂った稲穂が、そよ風に波うつ、まことにさわやかな高原である。</p>	
	<p>町のイメージカラー「ブルーグリーン」            （平成5年6月制定）            空港のあるまちとなることで「空」の青さと、沼田川の「水」と、町の木「カイツカイブキ」の緑をミックスした色彩とする。</p>		